

行政を開く「新しい公共」に対する政府の考え方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十二月三日

小熊 慎 司

参議院議長 西岡 武 夫 殿

行政を開く「新しい公共」に対する政府の考え方に関する質問主意書

社会情勢が複雑化している中、様々な課題に民間のビジネス手法を取り入れて解決しているというソーシャルビジネス（社会的起業）が必要とされている。ソーシャルビジネスは、NPO法人、株式会社を問わず、社会性、事業性、革新性の三つの要件を満たし、官にだけ頼るのではなく、むしろ行政を開いて多様な社会を築いているというものである。

まだ日本社会ではなじみの薄いものであるが、英国では市場規模は約二兆七千億円、事業者数は約五万五千、ソーシャルビジネスを支える互助組織も発達しているとの調査結果も出ている。一方日本での市場規模は約二千四百億円、事業者数は約八千と経済産業省の研究会報告書では推計されている。

鳩山前政権が力強く掲げた「新しい公共」は、菅政権になってから歩みが遅く、むしろ力が入っていないようである。政府税制調査会などの議論を踏まえ、「新しい公共」の実現のための菅政権の考え方について以下質問する。

- 一 菅政権における「新しい公共」に関する見解を示されたい。
- 二 NPO法人など民間への寄附を促す支援税制改革の推進に関する見解を示されたい。

三 認定NPO法人のパブリックサポートテスト基準の見直しについての見解を示されたい。

右質問する。